

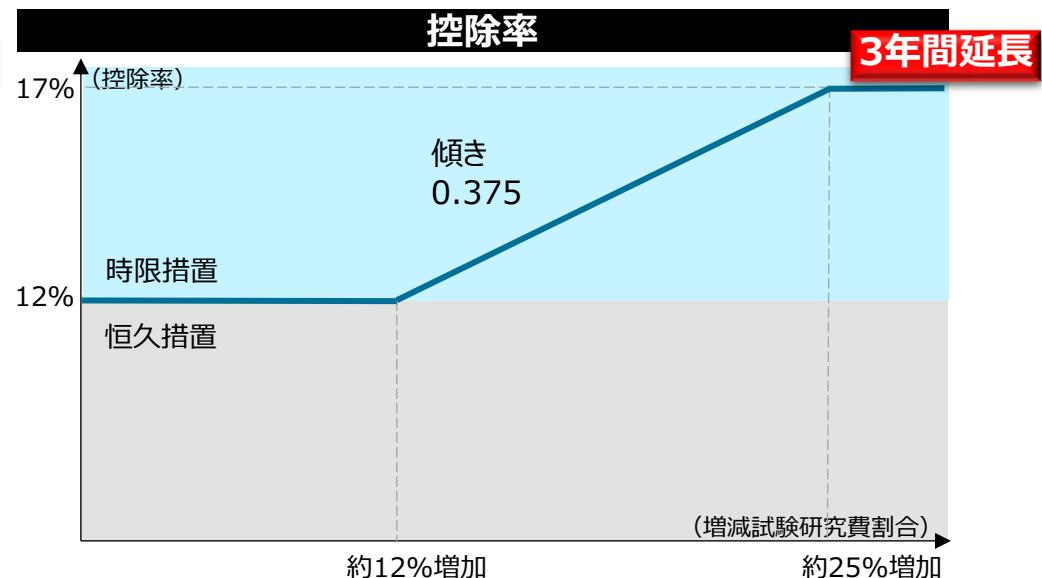
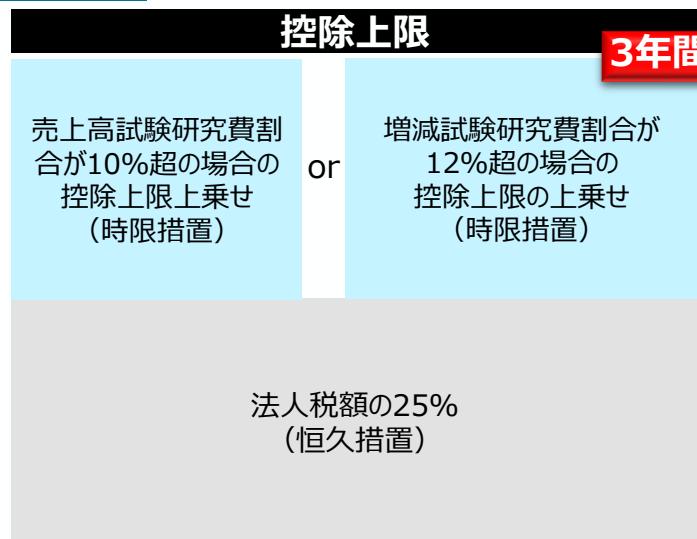
中小企業技術基盤強化税制の拡充・延長等

(所得税・法人税・法人住民税)

- 中小企業の積極的な研究開発を促進する観点から、「繰越控除措置（3年間）」を創設するとともに、増減試験研究費割合に応じた控除率等の上乗せについて、時限措置の3年間の延長を行う。

改正概要

【時限措置の適用期限：令和10年度末まで】



改正内容

- 税額控除の繰越制度の導入（3年間。繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が、適用年前3年以内の各年分の試験研究費の額を平均した額（比較試験研究費）を超える場合に限り適用可能。ただし、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度は適用できない。）
- 手続きの明確化（試験研究費の算出に必要となる証憑等の周知）
- 時限措置の適用期限を3年間延長（令和10年度末まで）